



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

101 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	 1
--------------------------------------	---------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

令和7年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

15, 324人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

194, 364人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

和歌山市選挙区	99, 367人
海南市・海草郡選挙区	15, 732人
橋本市選挙区	16, 744人
有田市選挙区	7, 271人
御坊市選挙区	5, 983人
田辺市選挙区	19, 186人
新宮市選挙区	7, 355人
紀の川市選挙区	16, 738人
岩出市選挙区	14, 936人
伊都郡選挙区	6, 283人
有田郡選挙区	11, 833人
日高郡選挙区	13, 338人
西牟婁郡選挙区	11, 009人
東牟婁郡選挙区	9, 623人